

# TMI 総合法律事務所

## 中国最新法令情報

- 2022年6月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

### — 目次 —

#### I. 最新法令情報（2022年5月中旬～2022年6月中旬）

- 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」
- 「データセキュリティ管理認証実施規則」
- 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」

#### II. 中国法務の現場より

「北京市での複数のPCR検査機構に対する立件、捜査」

#### III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

## I. 最新法令情報（2022年5月中旬～2022年6月中旬）

### ◆ 団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）<sup>1</sup>

国家知識産権局 2022年6月7日公表

#### I. はじめに

2022年6月7日、現行の商標法（以下「**商標法**」という。）の下位法令として「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法」の意見募集稿（以下「**本草案**」という。）が公布され、7月21日までパブリックコメントが募集される。

中国の商標制度では、地理的表示<sup>2</sup>につき、団体商標又は証明商標<sup>3</sup>として登録し、保護を求めることができる。団体商標と証明商標の登録と保護については、主に「団体商標、証明商標の登録と管理弁法」<sup>4</sup>（以下「**旧弁法**」という。）が適用されているが、2021年に「潼关肉夹馍」<sup>5</sup>や「逍遥镇胡辣汤」<sup>6</sup>といった商標の使用を巡る紛争、その他、類似する商標権侵害紛争<sup>7</sup>が多く発生し、社会的な注目を集めた。

そのため、団体商標・証明商標の登録要件と権利行使の限界を明らかにすることが必要とされる一方、地域資源を生かした特色のある産業を振興する経済発展の需要があることに応じて、国家知的財産権局は商標制度に関し、2022年4月26日には飲食業における商標登録と使用のガイドライン（試案）（以下「**本試案**」という。）<sup>8</sup>を公布し、これに続いて旧弁法を改正するものとして、団体商標、証明商標の管理と保護について本草案を公表した。

本草案は、今後の中国の団体商標、証明商標の保護の方向性に影響を与え、また地名を含む普通商標<sup>9</sup>の登録と保護を求めるにあたっての参考になるものと思われる。

<sup>1</sup> 「集体商标、证明商标管理和保护办法（征求意见稿）」

<sup>2</sup> 地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう（商標法第16条）。

<sup>3</sup> 団体商標（中国語は「集体商标」）とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員による商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう（商標法第3条第2項）。証明商標（中国語は「证明商标」）とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。日本でも、地域団体商標、地理的表示（酒類以外）、地理的表示（酒類）という類似する制度が設けられている。

<sup>4</sup> 「集体商标、证明商标注册和管理办法」

<sup>5</sup> 「潼关肉夹馍」につき、そのうちの「潼关」が中国県級行政区画の地名であり、「肉夹馍」が中国の饅頭のような食べ物の名称である。

<sup>6</sup> 「逍遥镇胡辣汤」につき、そのうちの「逍遥镇」が中国の県級以下のある町の地名であり、「胡辣汤」が中国におけるスープ料理の名称である。

<sup>7</sup> 有名な事件として、「青花椒」（和訳：青山椒、籐椒（タンジャオ）の別名をもつ中華山椒の1種である）商標に関する一連のケースがある。「青花椒」は中華料理の飲食店でよく使われる原料である。上海のある会社が「青花椒」を43類の飲食業で商標登録を行い、中国四川省の諸都市において、商標権侵害を理由に、店頭の見板などに「青花椒」を使用した飲食店に対して訴訟を提起した。第一審では、権利侵害と判示されたが、四川省高级人民法院が一審判決を破棄し、訴えられた飲食店が店頭で「青花椒」を使用したとしても、役務の出所を識別する機能を果たしておらず、商標の使用に該当しないため、商標権を侵害しないと判示した。

<sup>8</sup> 「餐饮行业商标注册申请与使用指引（试行）」

<sup>9</sup> 説明の便宜上、中国の商標制度上定められている団体商標、証明商標、立体商標（三次元標識）、色彩の組み合わせ商標、音声商標以外の商標を普通商標という。

## 2. 本草案の要点

本草案は、団体商標、証明商標がよく使用される飲食業界における商標登録出願の審査動向、商標登録後の保護の強さ、正当な使用の限界などを側面から伺うことができる。

本草案での改正要点としては主に三つの点が挙げられる。すなわち、①社会で発生した紛争事件の動向を踏まえ、地名を含む商標の登録と使用に関する規定を改善すること、②団体商標と証明商標のある特徴を踏まえ、団体商標・証明商標に関する管理規則を細分化し、商標登録権者の管理義務を明確にし、商標のライセンシーの使用行為を規範化すること、③強い法的措置を設定し、団体商標・証明商標に関する規定の適用を強化したことが挙げられる。

### (1) 地名を含む商標の登録と正当な使用

#### ア 識別力<sup>10</sup>

本草案では、地理的表示を除き、地名を団体商標と証明商標の構成要素として商標を登録するにあたっては、顕著な特徴を備え、自他商品役務識別力を有することが必要とされ、また、地名が公共資源であることに鑑み、地名を含む団体商標、証明商標が公共利益を損害してはならないことが求められている<sup>11</sup>。

本草案では、識別力の要件について詳細にされていないが、団体商標、証明商標が活発に使用されている飲食業界については、本試案において、以下のとおり、誤認を生じさせやすい標識6種、顕著な特徴に欠ける標識5種が挙げられている<sup>12</sup>。

誤認を生じさせやすい標識	
類型	具体例
商品又は役務の品質、等級などの特徴についての誤認	「有機」、「ORGANIC」、「環保」(環境保護)、「天然」、「NATURAL」、「無汚染」、「POLLUTION FREE」、「極品」、「第一」、「高級」、「HIGH QUALITY」、「国宴」、「国飲」、「国品」、「国厨」、「国菜」(「国」を含む標識は、国家を代表できる高級なものと誤認させる)などの表現、又は、連続して並んでいる星やダイヤモンドの図を含む標識。
商品又は役務の機能、用途などの特徴についての誤認	「排毒」(有害要素を排出する)、「降脂」(脂肪を減らす)、「祛湿」(湿気を排出する)、「明目」(目によい)、「清咽」(喉によい)、「代謝修復」などの表現を含む標識。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 寿司商品に「朵鶴排毒」を出願</li> <li>• 竜眼膏商品に「天翔清热祛湿」を出願</li> </ul>
商品又は役務の種類、原料、成分などの特徴についての誤認	標識に通用名称を含み、公衆に商品の種類、主要原料、成分などについて誤認を生じさせる標識。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 牛肉食品商品に「李四羊肉」を出願</li> <li>• パン商品、ピザ商品に「张三蛋糕」を出願</li> <li>• 醤油商品に「苹果醋」(和訳：林檎のお酢)を出願</li> </ul>
商品又は役務の重量、数量、価額、生産時間、工芸、技術などの	例えば、標識に「当日生産」などの表現を含む。



<sup>10</sup> 自他商品・自他役務の識別力

<sup>11</sup> 本草案第8条第1項

<sup>12</sup> 本試案四


特徴についての誤認	
商品又は役務の内容、性質などの特徴についての誤認	標識に飲食業の通用名称を含むが、飲食業と関係ない役務を指定し、公衆に役務の内容などについて誤認を生じさせるもの。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護施設役務に「张三麻辣燙」を出願</li> <li>・ 動物宿泊施設提供役務に「李四涮肉」を出願</li> </ul>
商品又は役務の産地などの特徴についての誤認	標識が地名のみからなる、又は、標識に地名を含むにもかかわらず、当該商品、サービスが、地名の示す地域に由来しない場合、公衆に産地について誤認を生じさせる。

また、「顕著な特徴（識別力）に欠ける」標識については<sup>13</sup>、以下のとおり定められている。

識別力に欠ける標識	
類型	具体例
商品又は役務の通用名称、通常図形に過ぎないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品の通用名称に過ぎないもの（例えば、パン、ケーキ）</li> <li>・ 役務の通用名称に過ぎないもの（例えば、レストラン）</li> <li>・ 商品又は役務の通常図形に過ぎないもの</li> </ul> 
商品又は役務の品質、原料、機能、用途、重量、数量及び他の特徴を直接表示したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品又は役務の品質を直接表示したもの（例えば、「超うまい」）</li> <li>・ 商品又は役務の原料を直接表示したもの（例えば、「鳥」）</li> <li>・ 商品又は役務の機能、用途を直接表示したもの（例えば、ダイエット料理）</li> <li>・ 商品又は役務の重量、数量を直接表示したもの（例えば、80g）</li> <li>・ 商品又は役務の他の特徴を直接表示したもの</li> </ul>
その他の顕著な特徴に欠けるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食業の商品用包装、容器、又は（飲食業で）常用的に使用される図案。</li> <li>・ 飲食業の商品又は役務の特徴を表示する単語又は宣伝用語。</li> <li>・ 苗字又は苗字と通用名称の組み合わせ。</li> </ul>
地名を含むため、顕著な特徴がなくなるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識が地名のみからなり、飲食業に関する商品又は役務における使用が出所に繋がる、又は、商標として認識されないもの</li> <li>・ 地名＋通用名称からなる標識で、歴史があり、客観的に存在し、産地と密接な関係がある伝統的、特徴的な飲食物であるもの</li> </ul>
標識に顕著な特徴に欠けるものを含むもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識が、独立した文字部分と他の要素からなり、文字部分に顕著な特徴が欠ける場合、全体として、顕著な特徴を欠くと見なされる。 (例)</li> </ul> 

<sup>13</sup> 通常、識別力のない商標とは、その商品の通用名称、図、規格にすぎないもの、商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの、及びその他の顕著な特徴に欠けるものを指す（商標法第11条第1項）。

<sup>14</sup> 「吃嘛嘛香」とは、中国語で「何を食べてもおいしい」という意味である。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識に含めた他の要素が強い識別力を有し、当該要素部分又は全体として商品又は役務の出所を区別できる場合、顕著な特徴を欠く部分について商標専用権を放棄すると声明することで、商標登録をすることができる。 (例)</li> </ul>  <p style="text-align: center;">鉄板焼</p> <p>例えば、指定役務を「ホテル」として、上記の「鉄板焼」に関する商標専用使用権を放棄する場合には、商標全体に顕著な特徴を有すると認められる。</p>
--	---

## イ 商標における地名に関する正当な使用

本草案では、以下のように事実を客観的に記述するために団体商標、証明商標に含まれる地名又は商品名を使用する行為は、正当な使用行為に該当すると明確にしている<sup>15</sup>。これらに該当する場合には、商標権者は権利侵害を主張できないことになる<sup>16</sup>。

- 地域の由来を客観的に表明するために店頭の看板で使用する
- 会社の名称、商号で使用する
- 製品やその原料の産地を表明するために成分表と包装袋で使用する
- 事実を客観的に記述する方式で料理、メニュー、ショーウィンドウでの展示において飲食業に関する団体商標・証明商標における地名と商品名を使用すること

飲食業に関しては、本草案が正当な使用に該当する事由をさらに再分化し、その他の主体が事実を客観的に記述する方式で店頭の看板、メニュー、ショーウィンドウ、成分表、包装袋などに登録商標に含まれる地名を使用できるが、使用方式については、登録商標とは区別できるようにすべきであり、文字のフォント、大きさ、色彩により「地名」部分を目立つように見せるような態様での使用をすることが必要とされている<sup>17</sup>。

## (2) 登録権者の管理義務の明確化とライセンシーの使用行為の規範化

団体商標と証明商標の使用者は登録権者とは同一主体ではなく、一般的には複数の主体をカバーしていることを考慮し、商標登録使用にかかる秩序を維持するために、本草案は、以下の点で登録権者の管理義務を明確にし、ライセンシーの使用行為を規範化している。

- 商標の登録権者が商標使用管理規則により日常の管理作業を実施するほか、メンバーに商標の使用を許可し、団体のメンバー、ライセンシー、商標使用の管理規則などを速やかに公表すること<sup>18</sup>。
- 団体商標の団体メンバーに変更があった場合、3か月以内に国家知的財産権局に届出を行うこと、証明商標の登録権者が他社に商標をライセンスした場合、ライセンス契約書発効後の3か月以内に同様に届出を行うこと<sup>19</sup>。

<sup>15</sup> 本草案第21条、第22条

<sup>16</sup> 商標法第59条第1項

<sup>17</sup> 本草案五(三)

<sup>18</sup> 本草案第10条第1号、第2号

<sup>19</sup> 本草案第12条



- 正常な経営需要のために、登録権者は団体のメンバーと商標のライセンシーに費用を請求することができるが、費用の金額、方式、納期などが公平合理原則に基づき協議を経て確定すること<sup>20</sup>。

### (3) 行政機関による保護、処罰措置の強化

本草案では、団体商標、証明商標の保護を強化するため、行政機関による保護、そして侵害行為に対する処罰措置を強化し、あるいは新たに関連規定を追加している。具体的には、以下のようなものが挙げられる。

#### ア 権利侵害行為に対し権利主張が可能な者の明確化

本草案は、権利侵害行為に対し権利を主張できる主体につき、団体商標、証明商標の登録権者、団体のメンバー、商標のライセンシーがいずれも商標法執行部門に取り締まりを要請できる旨を明確にした<sup>21</sup>。

#### イ 商標権侵害のみなし規定

中国電子商取引産業の発展状況に基づき、インターネットにおける商標権侵害情状を細分化し、団体商標・証明商標と同一又は類似する標章をドメイン名、ハンドルネーム、QRコード、ウェブサイト、又はアプリケーションの名称とアイコンなどに使用し、且つ商品の取引を行い、容易に関連公衆に混同・誤認を生じさせる場合、商標法第57条第7号に定められる商標権侵害行為に該当するとされている<sup>22</sup>。

#### ウ 商標権者の管理義務懈怠の明確化

団体商標、証明商標の商標権者が、その商標管理義務を懈怠し、処罰される場合が明確にされた<sup>23</sup>。具体的には、商標管理を懈怠し、当該商標を利用した商品が、使用管理規則の要求を満たさず、これによって消費者に損害を与えた場合、あるいは他者が商標に含まれる地名を正当に使用するのを悪意で差し止めることが挙げられている。

#### エ 未登録商標の使用

未登録商標を使用し、商標に商品の地理的表示が含まれるにもかかわらず、当該商品が当該表示地域に由来するものではなく、公衆に誤認を与える場合には、行政上の処罰が科されることが明記された<sup>24</sup>。

#### オ 無効審判の請求

団体商標と証明商標の登録権者が権利行使を怠り、団体商標と証明商標の自他商品役務識別力が失われた場合、誰でも商標法第49条に基づいて無効審判を請求することができることが明記された<sup>25</sup>。

<sup>20</sup> 本草案第11条

<sup>21</sup> 本草案第23条

<sup>22</sup> 本草案第26条

<sup>23</sup> 本草案第28条

<sup>24</sup> 本草案第30条

<sup>25</sup> 本草案第31条

### 3. 今後の注目点

以上のとおり、本草案では、団体商標、証明商標の登録と管理が強化、明確化され、地名を含む商標の登録や保護について正当な使用の限界と事由を明確にした。

他方で、日本はEUなどと異なり、中国との間で地理的表示に関する協定を締結していない。そのため、現状ではこれらの規定が当面日系企業の中国事業に適用される可能性が低いと思われるものの、地名を含む商標の登録と保護に関する姿勢は、中国国内で飲食物を取り扱う日系企業にとっても注意する必要があると考えられる。

以下では、特に留意しておくべきと思われる、今後の注目点を示しておきたい。

#### (1) 地名を含む商標の登録と保護

商標法上、県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、これらが団体商標、証明商標であるような場合を除き、商標とすることができないのが原則であるが<sup>26</sup>、地名が含まれる団体商標・証明商標に関する本草案の修正方向から見て、中国当局（国家知識産権局）が中国の県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名に限らず、地名を含む商標の登録についての審査を厳しく行う傾向がみられる。また、仮に地名を含む商標が登録されたとしても、他者がそれに含まれている地名を商慣行に合う方式で使用する場合には、正当な使用と認められやすくなると考えられる。

#### (2) 商品名を含む商標の登録

商標の識別力は、指定商品、役務との関係により総合的に考慮されるのが一般論であるが、飲食物に係る商標に関し、商品、役務の名称を含む商標が、それとは異なる商品、役務に使用された時、自他商品役務識別力の有無や誤認を生じさせる可能性の有無が厳しく審査されている傾向があり、商標として登録されるためのハードルが高くなるものと考えられる。

### ◆ データセキュリティ管理認証実施規則<sup>27</sup>

国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室 2022年6月5日公表

#### 1. はじめに

2022年6月5日、国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室公告2022年第18号「データセキュリティ管理認証の実施に関する公告」において、データセキュリティ管理認証実施規則（以下「**認証規則**」という。）が公布され、即日施行された。

同公告は、中国「サイバーセキュリティ法」<sup>28</sup>、「データセキュリティ法」<sup>29</sup>、「個人情報保護法」<sup>30</sup>及び「認証認可条例」<sup>31</sup>に基づき、データセキュリティ管理認証<sup>32</sup>（以下「**DSM認証**」という。）の実施について公表するとともに、別紙にてデータセキュリティ管理認証の実施細則として認証規則を公表した。

<sup>26</sup> 商標法第10条第2項

<sup>27</sup> 「数据安全认证实施规则」

<sup>28</sup> 「网络安全法」

<sup>29</sup> 「数据安全法」

<sup>30</sup> 「个人信息保护法」

<sup>31</sup> 「认证认可条例」

<sup>32</sup> 中国語は「数据安全认证」

DSM 認証は、GB/T 41479「情報セキュリティ技術 サイバーデータ処理セキュリティ要求」<sup>33</sup>（以下「GB/T 41479 基準」という。）及び関連標準に基づき実施される。GB/T 41479 基準は、2022年4月15日に公表され、2022年11月1日に施行が予定されている国家基準である。

## 2. 要点とコメント

認証規則における要点を整理すると以下のとおりである。

### (1) DSM 認証の範囲

認証規則は、ネットワーク運営者がネットワークデータの収集、保存、使用、加工、送信、提供及び開示等の処理を実行するための認証の基本原則と要件を定めている。認証の対象はネットワーク運営者であり、認証の範囲はネットワークデータに関する各種の処理等となる。

### (2) DSM 認証の根拠

DSM 認証は、GB/T 41479 基準の最新版に依拠して実施される予定である。GB/T 41479 基準は、数百件からなる情報セキュリティ技術に関する国家標準のうち、サイバーデータの処理に関する基準であり、主としてネットワーク運営者がデータ処理を実施するときに遵守すべき事項を定めている。但し、同標準は、国家推奨基準であるため、強制力を持たず、同標準に基づき実施される DSM 認証についても強制的なものではないと思われる。

### (3) 認証方法

DSM 認証は、技術検証、現場審査と認証取得後の監督の三段階にて行われる。

### (4) DSM 認証の実施手順

DSM 認証の実施は、次の手順より実施される。

#### ① 委託者が認証機構に対して認証を委託する。

- 認証機構により、認証の必要書類等の要件が定められる。
- 認証の委託者は、認証要件に基づき、認証の申請資料を提出し、認証機構が資料を審査した後、随時認証受理の可否についてフィードバックする。
- 認証機構は、申請資料に記載されるデータ種類、データ量、データ処理活動の範囲、技術検証機関の情報等に基づき、認証計画を決定し、委託者に通知する。

#### ② 技術検証機関により、技術検証が実施される。

- DSM 認証の実施に際して、技術検証機関は、認証計画に従い技術検証を実施し、認証機構及び委託者に対し技術検証報告書を発行する。

#### ③ 認証機構は、現場審査を行い、委託者に対して現場審査報告書を発行する。

#### ④ 認証機構は、認証証明書を授与する。

- 認証の決定は、認証資料、技術検証報告書、現場審査報告書その他の関連資料に基づき、総合的に判断される。
- 認証の要件を満たさない場合、委託者に対して是正を要求することができる。期限内に是正されない場合、書面により委託者に対して認証の終了を通知する。
- ネットワーク運用者に、欺瞞行為、故意により認証の要件に違反する等、認証の実施に重大な影響を与える行為があった場合、認証は不合格とする。

#### ⑤ 認証機構は、認証の有効期間中、ネットワーク運営者に対して、継続的な監督を行う。

<sup>33</sup> 「信息安全技術 网络数据处理安全要求」



- 認証機構は、監督の頻度を合理的に決定する。
- 認証機構は、適切な方法を講じ認証取得後の監督を実施し、認証を取得したネットワーク運営者が継続的に認証の要件に満たすことを確認する。
- 認証機構は、認証取得後、監督結果その他の関連資料に基づき、総合的な評価を行う。評価が不合格となった場合、認証機構は、状況に応じて認証証明書の一時的停止から認証の撤回までの処置を行う。

⑥ 認証機構は、認証の各手順の期間制限を明確に定め、認証関連業務が期間内に完了することを保証すべきである。委託者は、認証の実施に積極的に協力すべきである。

本条に規定される委託者は、データ処理を実施するネットワーク運営者を指すと思われる。また、認証機構について、認証規則上は明確にされていないが、2019年に国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室が公表したアプリ安全認証の実施に関する公告<sup>34</sup>に基づき実施されているアプリ安全認証<sup>35</sup>は、中国ネットワークセキュリティ審査技術及び認証センター<sup>36</sup>（以下「CCRC」という。）が認証機構となっていることに鑑み、DSM認証に関しても、CCRCが認証機構に指定される可能性が高いと思われる<sup>37</sup>。また、技術検証機関は、上記認証機構と同様、現在公式に発表されていない。

## (5) 認証証明書

認証証明書の有効期間は3年間で、認証証明書の期間が満了する場合には、期間満了日より6か月前に再度認証を委託すべきものとされている<sup>38</sup>。認証機関は、認証取得後の監督と同様な方式により、認証要件を満たす委託者に対し、新たな認証証明書を授与する。

- 認証証明書の有効期間内に、ネットワーク運営者の名称、住所または認証の要件、範囲等に変更が生じた場合、委託者は認証機構に対して変更委託を提出する。
- 認証を取得したネットワーク運営者が認証の要件を満たさなくなる場合、認証機構は、速やかに認証証明書を一時停止又は撤回する。この場合、認証機構は、適切な方法により、ネットワーク運営者の認証証明書が一時的停止、取消又は撤回されたことを公表する。
- 認証マークは、アプリ安全認証と類似する様式となっており、「DSM」との表記があるほか、認証機構のアルファベット略称が記載される。
- ネットワーク運営者は、認証有効期間中に、広告宣伝等において認証証明書及び認証マークを正しく使用しなければならず、公衆に誤解を与えてはならない。

認証機構による継続的な監督に関しては、細則が公表されておらず、参考となるアプリ安全認証も認証証明書が一時的停止や撤回された前例がないため、その詳細は未だに不明である。

## (6) 認証実施細則

認証機構は、認証規則の規定に基づき、認証実施手順を細分化し、認証実施細則を制定し、公表しなければならない。

<sup>34</sup> 「市场监管总局 中央网信办关于开展App安全认证工作的公告」

<sup>35</sup> 「App安全认证」

<sup>36</sup> 「中国网络安全审查技术与认证中心」

<sup>37</sup> 既に、CCRCのウェブサイト上には、データセキュリティ管理認証業務に関する内容が掲載されている (<https://www.isccc.gov.cn/zxyw/sjaq/sjaqglrz/index.shtml>)。

<sup>38</sup> 認証規則 5.1.1

CCRC が認証機構と指定された場合、アプリ安全認証と同様、CCRC ホームページ<sup>39</sup>に申請方法、実施細則、費用等が公表されると予想される。なお、アプリ安全認証については、現状認証費用の参考金額が公表されているものの、実際の金額は CCRC と委託者が協議の上に決定すると記載されているため、認証費用は協議により変動する可能性もある。

### (7) 認証責任

- 認証機構は、現場審査及び認証の結果に対して責任を負う。
- 技術検証機関は、技術検証の結果に対して責任を負う。
- 委託者は、認証委託資料の真実性及び適法性に対して責任を負う。

なお、認証の結果が不適切である場合、又は資料に虚偽がある場合、具体的にどのような責任が問われるかについては、現状公表されていない。

## 3. コメント

DSM 認証は、2019 年公表のアプリ安全認証と類似しているが、アプリ安全認証の対象範囲はアプリに限定されるのに対して、DSM 認証の対象は、ネットワーク運営者によるネットワークデータの収集、保存、使用、加工、送信、提供及び開示等の処理となっているため、その適用範囲はより広範となっている。

DSM 認証と類似する認証としては、アプリ安全認証のほか、2020 年から実施されているデータセキュリティ能力成熟度認証<sup>40</sup>（以下「DSMM 認証」という。）が挙げられる。DSMM 認証は、DSM 認証と略称が類似しているほか、その評価内容は重なる部分も見られる。

DSMM 認証の評価基準は GB/T 37988-2019 「情報セキュリティ技術 データセキュリティ能力成熟度モデル」<sup>41</sup>に依拠するものであり、同基準の制定及び DSMM 認証の実施は、アリババグループ及び中国電子標準化研究所等により主導されている。これに対し、DSM 認証は、国家市場監督管理総局及び国家インターネット情報弁公室といった国家機関により進められているという点で、DSMM 認証に比べても、その認証証明に高い信用力が期待される。

また、個人情報保護法に基づき、個人情報の越境提供を実施する際、選択的要件として、個人情報保護認証を実施することが定められている<sup>42</sup>。これについては、「ネットワークセキュリティ基準実務ガイドライン 個人情報越境処理活動認証技術規範」<sup>43</sup>がその詳細を定めている。

いずれの認証についても、現状強制的ではないため、各種認証の実用性に関してはいまだに不明であるが、今後もデータセキュリティに関連する各種認証の実施及び新しい認証の制定動向に関しては、引き続き注目しておくべきと思われる。

<sup>39</sup> <https://www.isccc.gov.cn>

<sup>40</sup> 「数据安全能力成熟度认证」

<sup>41</sup> 「信息安全技术 数据安全能力成熟度模型」

<sup>42</sup> 個人情報保護法第 38 条第 1 項第 2 号

<sup>43</sup> 「网络安全标准实践指南 个人信息跨境处理活动认证技术规范」

## ◆ 公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法<sup>44</sup>

中華人民共和国国家安全部令第2号 2022年6月6日公布、同日施行

### 1. はじめに

2022年6月6日に、国家安全部は、部門規程としての「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」（以下「奨励弁法」という。）を公布し、同日施行となった。奨励弁法は、国家安全法、反スパイ法<sup>45</sup>及びその実施細則に基づき制定され、国家安全機関が実施する公民通報に対する奨励行為について詳細に規定している。

2014年に施行された反スパイ法は、国家が反スパイ活動に重大な貢献をした団体及び個人に奨励を行うと定め<sup>46</sup>、同法の施行規則は、奨励すべき重大な貢献に該当する場合について、より詳細に説明している<sup>47</sup>。また、2015年に施行された国家安全法は、国家安全の維持に突出した貢献をした個人及び団体に表彰及び奨励を行うと規定し<sup>48</sup>、同年には、国家安全機関により、通報ホットライン「12339」が開設され、2020年の1年だけで、数百件に及ぶスパイ事件が検挙された。

また、北京市においては、北京市国家安全局により制定された公民によるスパイ行為の通報奨励弁法<sup>49</sup>という地方性法規が2017年に施行され、施行後1年間で5,000件弱の通報が寄せられたと言われている。

奨励弁法は、上記上位法令に基づき、北京市の地方法令を基に制定され、実際に公民による通報行為に対する奨励を実施するための具体的な規定を定めたものであり、全国における民衆の通報行為に対するモチベーションの向上が予想される。

### 2. 要点とコメント

奨励弁法の要点を整理すると以下のとおりである。

#### (1) 通報方法

通報ホットライン「12339」に加え、国家安全機関のインターネット通報プラットフォーム<sup>50</sup>、国家安全機関宛手紙、対面、または其他国家機関又は通報人の所属機関を通じる方法やその他の通報方法を取ることができる<sup>51</sup>。

実名通報及び匿名通報は、いずれも許容されているが、実名通報が推奨されている。同時に、通報人の身元情報を含む秘密は厳守されると規定され、また、通報人又はその親族等に身の危険を感じた場合、国家安全機関に対して保護措置を講じることを要求することができ、同機関は積極的、主体的に保護措置を講じるべきものとされている<sup>52</sup>。

前述のとおり、北京市において2017年の1年間で通報ホットライン「12339」を通じた通報数

<sup>44</sup> 「公民举报危害国家安全行为奖励办法」

<sup>45</sup> 「反间谍法」

<sup>46</sup> 反スパイ法第7条

<sup>47</sup> 反スパイ法施行規則第16条

<sup>48</sup> 国家安全法第12条

<sup>49</sup> 「公民举报间谍行为线索奖励办法」

<sup>50</sup> <https://www.12339.gov.cn/>

<sup>51</sup> 奨励弁法第4条

<sup>52</sup> 奨励弁法第6条

だけで 5,000 件弱に及んでおり、より便利なインターネット通報プラットフォームが開通された今、通報数及び検挙数は、今後さらに増加していくことが予想される。

## (2) 奨励

通報に対する奨励を受けるためには、以下の要件をすべて満たす必要がある<sup>53</sup>。

- 明確な通報対象、または国家安全に危害を及ぼす行為に関する具体的な手がかり又は事実があること
- 通報事項は、通報に先立ち国家機関により把握されておらず、または国家機関が把握しているものの、通報人が提供した事実がより詳細であること
- 通報内容は国家機関の調査により、真実であることが判明し、国家安全に危害を及ぼす行為の抑制、制止及び処罰に貢献したこと

そして、国家機関が、提供された手がかりに基づく捜査をした結果、違法行為の危害の程度、通報が果たした役割等を総合的に考慮し、精神的奨励又は物質的奨励が授与される<sup>54</sup>。精神的奨励の場合、奨励証書が授与され、物質的奨励の場合、以下のとおり賞金が授与される<sup>55</sup>。

- 国家安全に危害を及ぼす行為の抑制、制止及び処罰に一定の役割、一定の貢献を果たした場合には、1 万円以下の奨励を授与する。
- 国家安全に危害を及ぼす行為の抑制、制止及び処罰に重要な役割、重要な貢献を果たした場合には、1 万円から 3 万円の奨励を授与する。
- 国家安全に重大な危害を及ぼす行為の抑制、制止及び処罰に重大な役割、重大な貢献を果たした場合には、3 万円から 10 万円の奨励を授与する。
- 国家安全に重大な危害を及ぼす行為の抑制、制止及び処罰に特に重大な役割、特に重大な貢献を果たした場合には、10 万円以上の奨励を授与する。

通報に対する奨励を受けるためには、一定の要件が課されている上、必ずしも金銭的奨励が授与されるとは限らない。一方で、奨励金の金額は幅が規定されているものの、特に重大な貢献の場合、奨励の上限が設定されておらず、事案の内容に応じて支給される建付けになっているため、通報のモチベーションを向上させることが期待される。

## (3) 法的責任

通報人に以下の行為がある場合、刑事責任を含む責任追及がされ、奨励金が没収される<sup>56</sup>。

- 通報を利用して故意で事実を捏造し、他人を誣告する場合
- 虚偽により奨励金を騙し取る場合
- 悪意で通報を行い、または通報を利用して国家安全機関の業務を妨害する場合
- 通報中に知った国家秘密または業務秘密を漏洩し、悪影響または結果をもたらした場合

通報人の所属機関に以下の行為がある場合、法的責任が追及される<sup>57</sup>。

- 通報人が所属機関に対して国家安全に危害を及ぼす行為の手がかり又は事実を報告した後、所属機関が直ちに国家安全機関に報告せず、または報告漏れ又は隠ぺいを行い、悪影響また

<sup>53</sup> 奨励弁法第 8 条

<sup>54</sup> 奨励弁法第 11 条

<sup>55</sup> 奨励弁法第 12 条

<sup>56</sup> 奨励弁法第 21 条

<sup>57</sup> 奨励弁法第 22 条

は結果をもたらした場合

- 通報人が国家安全機関に対して国家安全に危害を及ぼす行為の手がかり又は事実を報告した後、所属機関が通報人に対して報復する場合

これらの規定は、奨励金目当てに虚偽通報をすることを防ぐためのものであり、虚偽通報や誣告に一定の抑止力が働くと思われる。

また、通報人の所属機関に対して、報告義務を課し、通報人に対する報復は禁止されている。なお、所属機関の範囲は明確に定められていないが、中国にある日系企業も含まれると解釈されうるため、留意する必要がある。

#### (4) 域外適用

中国国外の人員による通報に対して奨励を実施する場合、奨励弁法が適用される<sup>58</sup>。したがって、在外中国人の場合でも、インターネット等を通じて通報することが可能であり、奨励金を受領することができる。

### 3. コメント

奨励弁法は、国家安全機関の通報制度を新たに創設するものではないものの、全国範囲にわたり、国家安全に危害を及ぼす行為に対する通報のモチベーションを与えるものであり、今後中国においては、民衆がより活発的に通報を行うことが予想される。

過去に公民による通報で検挙された事件として、以下の例が挙げられる。

- 中国国外の組織がウィーチャット等の SNS を通じて、国内にいる中国人を記者、連絡員としての副業に誘い、非公開な内部資料を要求したケース
- 中国国内にいるカメラマンの中国人に写真撮影を依頼し、軍事施設の写真を撮影させたケース
- 中国国外の NGO が生物種の調査を名義に、国内にいる中国人ボランティアを募集し、中国国内地域の生物種分布データを収集し、さらに携帯アプリを利用し、ボランティア参加者にデータを国外サーバにアップロードさせたケース

上記ケースでも見られるように、中国国外にいる個人・団体が SNS を利用し、国内の中国人に違法行為を依頼する事例が多く検挙されている。また、中国においては、生物種分布データの収集は、官公庁の許可が必要となり、生物データの越境移転に関しても、許可なく行うことはできず、科学研究の場合でも、法令を遵守した上で必要な許認可を申請しなければならない。

しかし、国家安全に危害を及ぼす行為の具体的な基準は明確ではないため、知らない間に違法行為を行ってしまい通報されないためにも、関連法令をあらかじめ調査し、さらに過去の事例を参考にする必要があると思われる。

執筆担当：李娟、周晓婧

<sup>58</sup> 奨励弁法第 23 条



## II. 中国法務の現場より

### ◆ 北京市での複数の PCR 検査機構に対する立件、捜査

北京市では、近日、複数の PCR 検査機構が検査の過程で、手抜検査や検体の過度混入等をし、法律違反の疑いがあるとして、相次いで公安当局に立件捜査された。



2022年5月21日、北京市公安局の公式微博アカウント「平安北京」で、通告が出され、当局は、衛生健康主管部門から移送された案件の手掛かりを根拠に、感染症の予防と管理を妨害した罪の疑いで「朴石医学檢驗實驗室」（以下「朴石」という。）を立件、捜査し、朴石の実質的な支配者、法定代表者等6名に対し、刑事強制措置を講じたことを明らかにした<sup>59</sup>。朴石は、実際の検査データが公表している検査検体数を大幅に下回っており、検査していない検体のデータを捏造して報告していた。これを受け、5月15日に、北京市房山区衛生健康委員会に医療機構執業許可証を取り消され<sup>60</sup>、6月1日に北京市房山区市場監督管理局に営業許可証を取り消された<sup>61</sup>。



また、2022年5月27日には、もう1社の北京金準医学檢驗實驗室有限公司（以下「金準」という。）についても立件、捜査し、法定代表者を含め17人について刑事強制措置を講じたことが伝えられた<sup>62</sup>。調査によると金準は2022年4月25日以降、北京市の複数の区から採集した、管毎に検査すべき「5混1」<sup>63</sup>、「10混1」<sup>64</sup>の検体を、多管混入方式<sup>65</sup>で検査し、人為的に検体を稀釈し、検査結果の正確性に影響し、伝染病の予防と管理を妨害した罪の疑いがあるとのことである<sup>66</sup>。金準は5月27日に北京市海淀区衛生健康委員会に医療機構執業許可証を取り消され、同じ

<sup>59</sup> [https://weibo.com/1288915263/LvfeCCOYD?refer\\_flag=1001030103\\_](https://weibo.com/1288915263/LvfeCCOYD?refer_flag=1001030103_)

<sup>60</sup> [https://www.sohu.com/a/549361907\\_161795](https://www.sohu.com/a/549361907_161795)

<sup>61</sup> 国家企業信用信息公示システムによる。

<sup>62</sup> <https://weibo.com/1288915263/LuXHXmj9M?pagetype=profilefeed>

<sup>63</sup> 5検体混合方式のことで、5人から採集した検体を1つの管に集中してPCR検査を行う方法をいう。

<sup>64</sup> 10検体混合方式のことで、10人から採集した検体を1つの管に集中してPCR検査を行う方法をいう。

<sup>65</sup> 「5混1」「10混1」については、原則として、管毎に検査をしなければならないが、多管混入で「2管」または「3管」の検体を1管に混入し、検査を実施することになっている。

<sup>66</sup> [http://news.cyol.com/gb/articles/2022-05/27/content\\_xXVanIVmO.html](http://news.cyol.com/gb/articles/2022-05/27/content_xXVanIVmO.html)

日に北京市海澱区市場監督管理局に営業許可証を取り消された<sup>67</sup>。



また、朴石、金準の案件に続いて、2022年5月29日、北京公安当局は衛生健康部門、市場監督管理部門と共同で全市のPCR検査機構を対象に監督検査をする中で、北京中同藍博医学檢驗實驗室（以下「中同」という。）にも感染症の予防と管理を妨害した罪の疑いがあるとして、立件、捜査をし、法定代表者等について刑事強制措置を講じていることを伝えた<sup>68</sup>。

公安当局の初歩的な捜査によると、中同におけるトレーサビリティの記録は不完全で、記録規則も不明確、また、超量混入による検査結果の不正確さを知りながら、検査規範に違反し、多数の検体について混入検査を実施したとのことである<sup>69</sup>。中同は上記の違反行為により、5月29日に北京市豊台区衛生健康委員会に医療機構診療許可証を取り消された<sup>70</sup>。

PCR検査過程における不正行為は、北京市だけでなく、これまで、河南省の鄭州市、安徽省の合肥市、そして、上海市でも発見されているが<sup>71</sup>、今回の北京市のような、10日間足らずの間に3社のPCR検査機構を立件、捜査した頻度、加えて医療機関に係る許認可だけでなく営業許可証の取消、責任者、法定代表者まで責任を徹底的に追及する厳格さは、他の都市では見られなかったものである。

新型コロナウイルス感染の抑え込み・予防が常態化に入った中国では、PCR検査に対する需要は激増している。PCR検査は新型コロナウイルスの感染状況を確認するための「ゴールド・スタンダード」だけではなく、感染対策を制定する際の重要な根拠にもなっている。検査データを捏造し、検体を必要以上に稀釈すると、データの正確性に影響し、データの信頼性が損なわれ、データを基に実行される感染対策が不適切なものとなり、感染拡大に繋がるリスクも高まるため、安易に見過ごすわけにはいかない。

昨今のPCR検査業界に頻発した問題に対応し、6月2日、國務院新型コロナウイルス共同対策メカニズム<sup>72</sup>は「PCR検査の全過程監督・管理の強化に関する通知」<sup>73</sup>（以下「通知」という。）を公布し、「検査機構と人員の資質管理の厳格化<sup>74</sup>」、「検体採集、保存、移転管理の規範化」などといった面から、PCR検査に対する監督・管理を強化するよう要求した。特に虚偽の検査報告をし、衛生技術者でない者を検査業務にあたらせる場合には、直ちに医療機構執業許可証を取り消し、犯罪の疑いがある場合、法により公安機関に移送し、相応の責任を追及することを明確化にしてい

<sup>67</sup> 国家企業信用公示システムによる。

<sup>68</sup> [https://weibo.com/1288915263/LvfeCCOYD?refer\\_flag=1001030103\\_](https://weibo.com/1288915263/LvfeCCOYD?refer_flag=1001030103_)

<sup>69</sup> <http://www.nbd.com.cn/articles/2022-05-29/2300438.html>

<sup>70</sup> 国家企業信用公示システムによる。

<sup>71</sup> [https://www.sohu.com/a/546030478\\_121333743](https://www.sohu.com/a/546030478_121333743)

<sup>72</sup> 「国务院应对新型冠状病毒肺炎疫情联防联控机制」

<sup>73</sup> 「关于进一步加强新冠病毒核酸检测全链条监管的通知」

<sup>74</sup> 通知の一

る。通知の実施に伴い、現存の PCR 検査機構の不正が減り、市民の安心が保たれることを期待したい。

執筆担当：李成慧

### III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。  
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
<a href="#">2022 年 5 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表」</li> <li>「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」</li> </ul>	
<a href="#">速報版</a>	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン－個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
<a href="#">2022 年 4 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定</li> <li>国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定</li> </ul>	「最高人民法院が公表した 2021 年 10 大知財事件」
<a href="#">2022 年 3 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則</li> <li>最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈</li> <li>最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈</li> </ul>	
<a href="#">2022 年 2 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家知的財産権局知的財産権信用管理規定</li> <li>情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿）</li> </ul>	
<a href="#">2022 年 1 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社法修正草案（意見募集稿）</li> <li>民事訴訟法の改正に関する決定</li> <li>人民法院オンライン調解規則</li> </ul>	「2022 年の注目しておくべき立法」
<a href="#">速報版（2022/1/25）</a>	中国における育児休暇の導入について	
<a href="#">速報版（2022/1/6）</a>	外資参入ネガティブリスト（2021 年版）の施行について	
<a href="#">2021 年 10 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童化粧品監督管理規定</li> <li>信用調査業務管理弁法</li> <li>中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021）</li> </ul>	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 9 回 取引契約の履行
<a href="#">2021 年 9 月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護法</li> <li>自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行）</li> </ul>	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第 8 回 取引契約の交渉と締結

	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関登録登記及び届出企業信用管理弁法</li> </ul>	
2021年8月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>化粧品生産経営監督管理弁法</li> <li>市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法</li> <li>重要情報インフラ安全保護条例</li> </ul>	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第7回 法務 DD の頻出事項④ (人事労務)
速報版 (2021/8/30)	中国の個人情報保護法について	
2021年7月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定</li> <li>市場監督管理行政処罰手続規定(改正)と市場監督管理行政処罰聴聞弁法(改正)</li> <li>電子労働契約締結ガイドライン</li> </ul>	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第6回 法務 DD の頻出事項③ (資産)
2021年6月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>印紙税法</li> <li>データセキュリティ法</li> <li>反外国制裁法</li> </ul>	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第5回 法務 DD の頻出事項② (許認可・環境)

■ 発行

TMI 総合法律事務所

■ 編集・監修

山根基宏、中城由貴  
包城偉豊、入江彦徴

■ 発行日

2022年7月7日



## TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

### 東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー 23 階  
TEL: +81-(0)3-6438-5511  
E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)



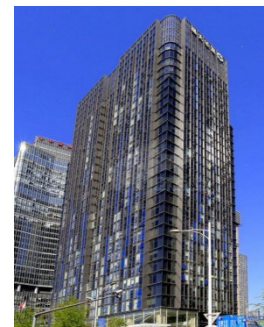
### 上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号  
淮海国際広場 2605 室  
TEL: +86-(0)21-5465-2233  
E-mail: [shanghai@tmi.gr.jp](mailto:shanghai@tmi.gr.jp)



### 北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号  
富爾大廈 3204 室  
TEL: +86-(0)10-8595-1435  
E-mail: [beijing@tmi.gr.jp](mailto:beijing@tmi.gr.jp)



## TMI 総合法律事務所拠点一覧



### オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

### 現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア